

○京都市子ども医療費支給条例施行規則

平成5年9月30日

規則第67号

改正 平成6年9月30日規則第57号

平成8年8月7日規則第41号

平成9年3月31日規則第186号

平成10年3月31日規則第141号

平成10年8月20日規則第48号

平成10年10月16日規則第65号

平成11年11月26日規則第68号

平成15年8月18日規則第47号

平成19年1月5日規則第82号

平成19年6月18日規則第14号

平成21年3月31日規則第99号

平成22年7月30日規則第24号

平成24年8月31日規則第24号

平成25年7月31日規則第27号

平成25年8月12日規則第31号

平成27年3月26日規則第84号

平成27年7月3日規則第22号

平成29年3月31日規則第90号

平成31年3月28日規則第95号

京都市子ども医療費支給条例施行規則

(社会保険各法)

第1条 京都市子ども医療費支給条例（以下「条例」という。）第3条に規定する別に定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法
- (2) 船員保険法
- (3) 私立学校教職員共済法
- (4) 国家公務員共済組合法（防衛省の職員の給与等に関する法律において例による場合を含む。）
- (5) 国民健康保険法
- (6) 地方公務員等共済組合法

(受給者証の交付申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 医療費の支給を受けようとする者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 子ども（出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所
- (3) 子どもが加入している社会保険に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 子どもが社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であることを証する書類
- (2) 子どもの保護者又は保護者であった者であることを証する書類
(受給者証の様式等)

第3条 条例第4条第2項に規定する受給者証（以下「受給者証」という。）は、子ども医療費受給者証（第1号様式）及び京都市子ども医療費受給者証（第2号様式）とする。

2 前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、条例の規定により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）でなくなったときは、当該受給者証を直ちに市長に返還しなければならない。

（申請の却下）

第4条 市長は、第2条の規定による申請があった場合において、対象者でないと認定したときは、当該申請者に対し、次に掲げる事項を記載した文書により通知する。

- (1) 申請があった日
- (2) 医療費の支給を受けようとした者の氏名及び住所
- (3) 子どもの氏名及び住所
- (4) 対象者でないと認定した理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

（受給者証の再交付）

第5条 受給者は、受給者証が破れ、汚れ、又は紛失したときは、次に掲げる事項を記載した申請書により、市長に受給者証の再交付を申請することができる。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 子どもの氏名及び住所
- (3) 申請の理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 受給者は、受給者証が破れ、又は汚れた場合において、前項の申請をしようとするときは、同項の申請書に当該受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証を紛失したため再交付を受けた場合において、紛失した受給者証を発見したときは、当該発見した受給者証を速やかに市長に返還しなければならない。

（保険医療機関等）

第6条 条例第4条第3項に規定する別に定める病院、診療所又は薬局は、別に告示するものとする。

(医療費の支給申請等)

第7条 条例第6条に規定する場合を除き、条例第5条の規定による医療費の支給を受けようとする受給者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 子どもの氏名及び住所
- (3) 申請する医療費の額
- (4) 申請の理由
- (5) 子どもが受けた診療に関する事項
- (6) 子どもが加入している社会保険に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、受給者証及び条例第5条の規定により支給を受けることができる医療費の額を証明する書類その他市長が必要と認めるものを添えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、申請に係る医療費が条例第5条の規定により支給を受けることができる医療費であると認めたときは、支給額を決定し、その旨を文書により当該申請者に通知するものとする。

(条例第5条第1項第2号の別に定める額)

第8条 条例第5条第1項第2号に規定する別に定める額は、条例第4条第3項に規定する保険医療機関等(薬局を除く。以下「保険医療機関等」という。)ごとに、次の各号に掲げる医療の区分に応じ、1月につき200円とする。ただし、子どもが各月において初めて保険医療機関等から医療を受けた日における当該医療について、当該医療に要する費用の額から当該医療について社会保険各法の規定による医療に関する給付の額を控除した額(以下「控除後の額」という。)が200円を下回るときは、控除後の額とする。

- (1) 保険医療機関等への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (2) 前号に掲げる医療以外の医療(同号に掲げる医療に伴うものを除く。)

2 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が前項第2号に掲げる医療を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の別に定める額は、1月につき1,500円とする。

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等は、第1項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

(異動の届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 子どもが死亡したとき。
- (2) 交付申請書又はその添付書類の記載事項に変更を生じたとき。
- (3) 子どもが生活保護法の規定による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯)

帯を除く。)に属することとなったとき。

- (4) 子どもが国民健康保険法第6条第11号の規定に該当することとなったとき。
- (5) 子どもが京都市重度心身障害者医療費支給条例又は京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定による医療費の支給を受けることができることとなったとき。

2 前項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した異動届に受給者証を添えなければならない。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 子どもの氏名及び住所
- (3) 異動の内容及び年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 受給者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、前2項の規定の例により届け出なければならない。

4 市長は、第1項又は前項の届出に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

5 市長は、第2項の規定により受給者証が提出された場合において、受給者が引き続き対象者であるときは、当該受給者証に異動事項を記載したうえ、当該提出者に返還するものとする。
(身分を証する書類の携帯)

第10条 条例第9条の規定により質問をする職員は、別に定めるところにより、その身分を証する書面を携帯し、対象者その他の関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(第三者の行為による被害の届出)

第11条 受給者は、条例第5条の規定による医療費の支給の原因となる疾病又は負傷が第三者の行為により生じたものであるときは、次に掲げる事項を記載した文書により直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 子どもの氏名及び住所
- (3) 当該第三者の行為の日時及び場所並びに被害の状況
- (4) 当該第三者に関する事項
- (5) 当該第三者の行為により生じた損害の賠償の有無
- (6) その他市長が必要と認める事項

(医療費の返還請求)

第12条 市長は、条例第10条又は第11条の規定により医療費の全部又は一部を返還させることを決定したときは、次に掲げる事項を記載した文書により請求するものとする。

- (1) 受給者又は返還する者の氏名及び住所
- (2) 子どもの氏名
- (3) 返還を求める金額及びその理由
- (4) 返還に係る医療の内容

(5) 納期限

(6) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例第5条の規定による医療費の支給に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が定める。

附 則

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日規則第57号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年8月7日規則第41号）

この規則中第9条第1項第5号及び第6号様式の改正規定は公布の日から、第2条第1号及び第2号様式の改正規定は平成8年12月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第186号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第141号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年8月20日規則第48号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成10年10月16日規則第65号）

この規則は、平成11年1月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年11月26日規則第68号）

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成15年8月18日規則第47号）

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成19年1月5日規則第82号）

この規則は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年6月18日規則第14号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都市子ども医療費支給条例施行規則第8条第2項の規定は、平成19年9月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、所轄局長が定める。

附 則（平成21年3月31日規則第99号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月30日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月31日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年9月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市子ども医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月31日規則第27号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成25年8月12日規則第31号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 受給者証の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

3 この規則による改正後の京都市子ども医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

（経過措置）

4 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成27年3月26日規則第84号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 受給者証の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 この規則による改正後の京都市子ども医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年7月3日規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成29年3月31日規則第90号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規則第95号)

(施行期日)

- 1 この規則中第1条、次項及び附則第4項は平成31年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は同年9月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 受給者証の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、第2条の規定においても行うことができる。

第1号様式(第3条関係)

(表 面)

①		子 ども 医 療 費 受 給 者 証					
入院外		年	月末まで有効				
入院		年	月末まで有効				
負担者番号							
受給者番号							
子ども	住所						
	氏名						
	生年月日		年		月		日 ※
有効期間		年		月		日	から
		年		月		日	まで
発行機関名及び印							
交付年月日			年		月		日

備考 ※印は、これに代えて男女の別を記載すること。

(裏 面)

注 意 事 項
<p>1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担金のうち一部負担金のみを支払うことにより診療又は訪問看護(指定訪問看護事業者によるものをいう。以下同じ。)を受けるためのものですから、大切に保管してください。</p> <p>2 京都府の区域内の保険医療機関等から診療又は訪問看護を受ける場合(3歳に達する日の属する月の翌月の初日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「3歳以上の者」という。))が、入院外の診療を受ける場合を除く。)は、被保険者証、加入者証又は組合員証に添えて、この証を必ず窓口等に提出してください。</p> <p>なお、京都府の区域外の保険医療機関等から診療又は訪問看護を受けた場合その他やむを得ない事情によりこの証を提出しないで診療又は訪問看護を受けた場合は、子ども医療費の一部の支給を市長に申請することができます。</p> <p>3 この証で診療又は訪問看護を受けたときは、保険医療機関等ごとに、次の一部負担金を支払って</p>

ください。

入院による診療		1月につき	200円
入院外の診療	3歳以上の者以外の者	各月の最初の診療日に	200円
訪問看護	3歳以上の者以外の者	各月の最初の利用日に	200円
	3歳以上の者	1月につき	合計1,500円以内

また、3歳以上の者が受けた入院外の診療又は訪問看護について保険医療機関等に支払った自己負担金の額が1月につき1,500円を超えたときは、子ども医療費の一部の支給を市長に申請することができます。

- 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えてその旨を市長に届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にその旨を市長に届け出てください。
- 6 この証が破れたり、汚れたり、紛失したりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期間を経過したとき、又は資格がなくなったときは、この証を使用することはできませんから、直ちに市長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用したときは、支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返していただくほか、刑法により罰せられることがあります。
- 9 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料等保険の給付外であるものは、子ども医療費の支給対象とはならないので、御承知ください。
- 10 この証は、京都府の区域外では使用することができません。なお、京都府の区域内の一部の医療機関等でも使用できない場合があります。

第2号様式(第3条関係)

(表 面)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 子 京 都 市 子 ど も 医 療 費 受 給 者 証 </div>							
入院外 年 月 末 まで 有効							
負 担 者 番 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>						
受 給 者 番 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input style="background-color: #cccccc;" type="text"/>						
子 ど も	住 所						
	氏 名						
	生 年 月 日	年	月	日	※		
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで						
発 行 機 関 名 及 び 印							
交 付 年 月 日	年 月 日						

備考 ※印は、これに代えて男女の別を記載すること。

(裏 面)

注 意 事 項
<p>1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担金のうち一部負担金のみを支払うことにより診療又は訪問看護(指定訪問看護事業者によるものをいう。以下同じ。)を受けるためのものですから、大切に保管してください。</p>
<p>2 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「3歳以上の者」という。)が、京都府の区域内の保険医療機関等から入院外の診療(京都市学童歯対策事業に係る歯科診療を含む。)を受ける場合は被保険者証、加入者証又は組合員証に添えてこの証を、入院及びその療養に伴う世話その他の看護又は指定訪問看護事業者による訪問看護を受ける場合はもう一方の証(子ども医療費受給者証)を必ず窓口等に提出してください。</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、京都府の区域外の保険医療機関等から診療を受けた場合その他やむを得ない事情によりこの証を提出しないで診療を受けた場合は、子ども医療費の一部の支給を市長に申請することができます。</p>
<p>3 この証で診療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、次の一部負担金を支払ってください。</p>

入院外の診療 1月につき 合計1,500円以内

また、3歳以上の者が受けた入院外の診療又は訪問看護について保険医療機関等に支払った自己負担金の額が1月につき1,500円を超えたときは、子ども医療費の一部の支給を市長に申請することができます。

- 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えてその旨を市長に届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にその旨を市長に届け出てください。
- 6 この証が破れたり、汚れたり、紛失したりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期間を経過したとき、又は資格がなくなったときは、この証を使用することはできませんから、直ちに市長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用したときは、支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返していただくほか、刑法により罰せられることがあります。
- 9 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料等保険の給付外であるものは、子ども医療費の支給対象とはならないので、御承知ください。
- 10 この証は、京都府の区域外では使用することができません。なお、京都府の区域内の一部の医療機関等でも使用できない場合があります。